令 和 5 年 度 定 期 監 査 報 告 書

秩 父 市 監 査 委 員

目 次

1	. E	監査の)対象及び監査期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	2	監査の)方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	8	監査の)方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	. E	監査の)結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	5	総括意	賃見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
各		等の状		
	総台	合政策	音部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	総	務	部・・・・・・	4
	財	務	部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	市	民	部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	福	祉	部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	保例		≷ 台 7・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	環		部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	産業		と部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	農		部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	地均		前部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	会		課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
			う支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
			う支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
			\$支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
			÷	25
			是健康保険診療所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
			i会······i	26
	議会	会事務	务局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
			務局・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会・・・	29
	/ -/		i会·······	29
			髭該当課所・日程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
			b団体等監査·····	32
	工事	事監査	Ţ	34
	0	資料	4	

秩父市 令和5年度工事監查技術調查結果報告書

1 監査の対象及び監査期間

30、31ページ参照

2 監査の方針

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行が、 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第2条第14項及び第15項の 規定の趣旨に沿って、適正で、合理的かつ効率的に行われているかに留意した。

※ 自治法第2条第14項

「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、 最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

※ 自治法第2条第15項

「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」

3 監査の方法

あらかじめ監査資料・共通質問の提出を求め、各課等の全体を代表するような一部分や重要な部分を抜き取り分析する等の書類監査を行った。財務書類等の照合、確認等を行うとともに、 事務の執行及び事業の管理の状況等について、各担当者に質問し、説明聴取を行った。なお、 主要事項については現地において実地監査を行った。

※ 各課等に対し事前に提出を求めた資料

- ① 資料1 事務分担表
- ② 資料 2 令和 5 年度における主要な事務事業の計画、実施状況及び課題
- ③ 資料3 令和5年度歳入予算執行状況表、歳出予算執行状況表
- ④ 資料 4① 令和 5年度工事請負費執行状況(1件 50万円以上)
- ⑤ 資料 4② 令和 4 年度工事請負費執行状況 (1 件 50 万円以上・契約課案件以外)
- ⑥ 資料 5① 令和 5 年度工事請負費に係る委託料の契約に関する調べ(1 件 50 万円以上・ 契約課案件以外)
- ⑦ 資料 5② 令和 4 年度工事請負費に係る委託料の契約に関する調べ(1 件 50 万円以上・ 契約課案件以外)
- ⑧ 資料 5③ 令和 5 年度委託料(工事請負費に係る委託料以外)の契約に関する調べ (1 件 50 万円以上)
- ⑨ 資料 5④ 令和 4 年度委託料(工事請負費に係る委託料以外)の契約に関する調べ (1 件 100 万円以上 1,000 万円未満)
- ⑩ 資料 6① 令和 5 年度補助金等(財政的援助団体)交付状況(1 件 50 万円以上)
- ⑪ 資料 6② 令和 5 年度財政的援助団体概況書(1事業年度 50 万円以上)

- ② 資料 6③ 令和 4 年度補助金等(財政的援助団体)交付状況(1 件 100 万円以上 500 万円未満)
- ⑤ 資料 6④ 令和4年度財政援助団体概況書(1事業年度100万円以上500万円未満)
- ⑭ 資料7 令和5年度貸付金、出資金及び基金等の状況
- ⑤ 資料8 前回の監査における指摘事項の措置状況

※ 各課等に対し事前に回答を求めた共通質問事項

- ① 当課の重要・重点事業や、課の目標・方針
- ② 当課に対する苦情・照会の有無、有りの場合はその内容や担当課の対応
- ③ 国、埼玉県等の監査・検査の有無・予定、既に終了している場合はその結果
- ④ 当課で扱う現金の内容
- ⑤ 歳入の徴収又は収納を私人に委託している場合は、契約書及び告示書の写しの提出
- ⑥ 収入未済額の解消に向けた取組
- ⑦ 今年度購入した備品の一覧
- ⑧ 請求書を受理した日から30日(工事代金にあっては40日)を超えた支払の有無
- ⑨ 会計年度任用職員の出納事務に係る当課の管理点検方法
- ⑩ 当課で協議会や実行委員会等の経理を行っている場合、その通帳の写しの提出
- ⑪ 令和5年度事業において、歳入確保や歳出削減を図って改善できた事務事業

4 監査の結果

各課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、関係法令及び条例、規 則等に基づいて、おおむね良好に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査(ヒアリング)執行の際、口頭で述べたとおりである。

5 総括意見

定期監査は、自治法第199条第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するもので、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、市の事務事業の執行に係る工事について、設計・施工等が適正に行われているか、また、建物等の維持管理は良好であるかがその主眼である。

令和5年度においても、各課等の基本事業の主要な事業、重要な事務事業を分析する等、書類監査を行うとともに、「公金等の管理」「収入未済額の解消に向けた取組」「支払遅延の有無」「歳入確保や歳出削減への取組」等を重点監査項目とし、各部各課等を前期・後期に分け、定期監査を実施し適正指導を行ったところである。

以下ここでは、重点監査項目として実施した事項及び複数の課等に共通するいくつかの指摘すべき事項等について述べることにする。

公金等の管理は適正に処理されていた。今後も引き続き適正な処理をしていただきたい。また、未収金への対策についても、臨宅徴収や架電催告等を実施しており、継続に努めていただきたい。支払事務については、概ね迅速に処理されていたが、一部で遅れた事案も見受けられたことから、今後も「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の準用を徹底していただきたい。歳入確保や歳出削減については、経常的経費が増加する傾向にある中で、一層の取り組みの強化が求められている。事業の必要性、有効性を改めて見極め、全庁的な共通課題として職員一人ひとりが歳入を確保する工夫に取り組むとともに、事業の取捨選択に努めることで、将来への財政負担を意識した行財政改革を実現していただきたい。

以降に、各課等に対する個別意見を述べることにする。

【総合政策部】

- 1 総合政策課
- (1) 組織及び分掌事務について

総合政策課は、課長以下9人(うち1人は移住相談センター兼職、1人は豊島区へ派遣、 1人は一般財団法人地域活性化センターへ派遣)、会計年度任用職員6人(うち地域おこ し協力隊員6人)が配置されている。

分掌事務は、地域政策推進事業に関すること、ちちぶ定住自立圏推進事業に関すること、 地方創生推進事業に関すること、移住政策推進事業に関すること、新エネルギー事業に関 することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

移住推進事業では、移住相談センターが主体となり、若者を中心とした幅広い年代の移住促進を図っている。定住自立圏事業については、共生ビジョンに基づき様々な分野における行政サービスの向上・秩父地域の活性化に取り組んでいる。高校魅力化事業では、秩父高等学校に高校魅力化コーディネーターを設置し、入学希望者を増やすとともに在校生の地域に対する愛着を高める活動を行っている。新エネルギー推進事業にも取り組んでおり、水素等の新エネルギーの地域内導入に向けて検討・普及啓発を行っている。

2 改革推進課

(1) 組織及び分掌事務について

改革推進課は、課長以下4人が配置されている。

分掌事務は、改革推進事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 市長によるマニフェストの進捗管理、スマホ教室・スマホなんでも相談会の開催、シニ ア世代スマホ購入応援補助金の支給を行っている。そのほか、秩父市 DX 推進計画に基づ く窓口の業務改革やオンライン施設予約の導入等を推進している。

3 秘書課

(1) 組織及び分掌事務について

秘書課は、課長以下 5 人 (うち 1 人は管財課兼務) が配置されている。 分掌事務は、儀式及び表彰事業に関すること、秘書渉外事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 叙勲等内申事務では、叙勲を受けるに相応しい方々を潜在候補者として名簿管理し、適 切なタイミングで内申できるようにしている。また、秩父市表彰規則に基づき、自治、消 防、教育文化、福祉、環境衛生、産業観光等の各分野において市政伸展に多大な貢献をさ れた方々や市民の模範となる善行者等に対し、市政功労者表彰を行っている。

4 広報広聴課

(1) 組織及び分掌事務について

広報広聴課は、課長以下4人、会計年度任用職員1人が配置されている。 分掌事務は、広報事業に関すること、広聴事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 市キャラクターPR事業では、秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」の着ぐる みの貸し出しやデザインの使用承認・LINE スタンプの販売を行うなど積極的に周知して いる。また、インターネットテレビ「秩父おもてなし TV」やコミュニティラジオ「ちち ぶエフエム」の活用だけでなく、市報やホームページ、各種 SNS においても市政情報を広 く素早く発信している。このほか、町会を対象とした「ふれあい懇談会や」や高校生との 意見交換会を開催し、市民の声が届く市政を推進している。

【総務割】

1 総 務 課

(1) 組織及び分掌事務について

総務課は、課長以下4人が配置されている。

分掌事務は、総務事務に関すること、文書法制事務に関すること、人権推進事業に関すること、町会・コミュニティ事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 行政と町会、町会相互の良好な関係づくりや協働体制の構築の促進を図っている。まち づくり交付金等の充実により、全町会が順調に運営できるよう支援を行っている。

2 人 事 課

(1) 組織及び分掌事務について

人事課は、課長以下 8 人(うち1人は埼玉県企画財政部市町村課へ派遣、1人は埼玉県後期高齢者医療広域連合へ派遣)が配置されている。

分掌事務は、職員適正人員管理事務に関すること、職員能力開発事業に関すること、給 与支給事務に関すること、勤務環境整備事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

地方公務員法等の改正による職員の定年年齢の段階的な引き上げに伴い、60歳以降の働き方について職員への情報提供や説明会を実施している。また、今年度から小学校就学後から小学6年生までの間、部分休業と同様に取り扱うことができる「子育て時間」を新設し、安心して子育てをしながら職務に専念できる職場環境づくりを推進した。さらに、専門的知識や能力の向上を図り、新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応できる職員を育成するため、各種研修を積極的に実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止のため、ストレスチェックも実施している。

3 危機管理課

(1) 組織及び分掌事務について

危機管理課は、課長以下8人、会計年度任用職員2人が配置されている。

分掌事務は、常備消防維持事業に関すること、消防団運営事業に関すること、消防施設維持管理事業に関すること、災害・危機対応事業に関すること、防災活動支援事業に関すること、防災情報伝達事業に関すること、地域防犯対策事業に関すること、セーフコミュニティ推進事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

万一の災害に対応するため、計画的な物資の備蓄・マニュアル整備を行い、全庁で対応できる体制を整えている。また令和2年度から、空き家解体補助金制度を創設し、危険な空き家になる前の解体を推進しており、土地の利活用の面でも効果が期待できる。今年度は、地域における防犯力の向上を図るため、家庭用防犯カメラ設置費補助金制度を創設したほか、秩父市消防団夏用活動服の更新、出動報酬制度を新設した。多くの組織や団体が連携し、セーフコミュニティに取り組むことで安全なまちづくりを推進している。

4 情報政策課

(1) 組織及び分掌事務について

情報政策課は、課長以下7人が配置されている。

分掌事務は、情報システム事業に関すること、情報格差是正事業に関すること、統計事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

情報システム事業では、昨年度末に稼働開始した新情報系システム及び統合業務システムの安定運用を図っているほか、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化に向けた準備と情報収集に努めている。統計事務においては、10月1日を基準日とする住宅・土地統計調査を実施している。

5 工事検査課

(1) 組織及び分掌事務について

工事検査課は、課長以下 5 人(うち1人は下水道課兼職、1人は道づくり課兼職、1人は建築住宅課兼職)が配置されている。

分掌事務は、工事検査事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

検査事務においては、完成した工事等の目的物が、契約図書に定められた出来形や品質確保等がされているかの確認検査を行っている。また、検査を通じて工事に関する技術水準の向上や、地元工事施工者の育成も図っている。今年度は、契約の適正な履行及び公共工事の品質確保のため、工事発注を担当する職員を対象とした、外部講師による監督技術研修会を実施した。

【財務部】

- 1 財 政 課
- (1) 組織及び分掌事務について

財政課は、課長以下5人が配置されている。

分掌事務は、財政運営事務に関すること、ふるさと納税事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

中期財政計画を踏まえて各担当課からの予算要求を査定し、適正な予算を編成するとともに、適切な予算執行に努めるよう管理している。また、財政健全化計画を着実に実行していくため、庁内全体をフォローアップし、健全な市財政を堅持している。

2 FM推進課

(1) 組織及び分掌事務について

FM推進課は、課長以下4人が配置されている。

分掌事務は、公共インフラ資産等マネジメント事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

今年度は、公共施設等総合管理計画の下位計画である個別施設計画を、令和6年度に一部改訂するための事業を進めている。各市有施設を現地にて確認し、本計画の記載内容の再確認を行った。運営方法などに課題があると認められた施設については、所管する課所個別にヒアリングを実施し、問題点や方向性について意見交換を行うなど、市有施設の適正かつ適切な配置を目指した取組を推進している。

3 管 財 課

(1) 組織及び分掌事務について

管財課は、課長以下8人が配置されている。

分掌事務は、財産管理事業に関すること、本庁舎管理事業に関すること、公用車管理事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

財産管理事業では、市所有の未利用土地及び貸付地等の売却並びに所管財産の維持管理を行っている。今年度は、中宮地町の未利用土地において一般競争入札を実施し、落札者へ売却したほか、不用となった消防ポンプ付き普通積載車2台及び椅子4脚を官公庁オークションにて売り払い、収入を確保した。本庁舎等維持管理事業では、市役所本庁舎、歴史文化伝承館、秩父宮記念市民会館の維持管理を行っている。公用車管理事業では、公用車の適正管理を行うとともに、交通安全講習会を実施するなど、職員の交通事故防止に対する意識向上を図っている。

4 市民税課

(1) 組織及び分掌事務について

市民税課は、課長以下10人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、市民税等賦課事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

課税の公平性を保持するため、未申告者の呼び出しや法定調書等の課税資料による課税を行っている。軽自動車税の障がい者減免について、引き続き変更がない場合は継続申請書の提出を不要とし、納税者の利便性を考慮した取り組みを行っている。

5 資産税課

(1) 組織及び分掌事務について

資産税課は、課長以下10人が配置されている。

分掌事務は、固定資産税等賦課事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

今年度は3年に一度の評価替えの前年度にあたるため、毎年行っている航空写真撮影を 市内全域に広げて実施した。来年度の評価替えに向けて、土地については異動処理や評価 の見直しなどの業務を行っている。家屋については、新型コロナウイルス感染症対策を講 じながら、新・増築の家屋調査を実施するとともに、未調査家屋の把握をしている。償却 資産についても未申告者の把握に努め、適正な課税ができるよう努力している。

6 納 税 課

(1) 組織及び分掌事務について

納税課は、課長以下9人、会計年度任用職員3人が配置されている。

分掌事務は、市税等収納事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

自動音声による電話催告を行っており、より効率的・集中的な架電催告を実施している。 今年度は、4月から4税の納付書にeL-QRコード・納付書番号を印刷し、さまざまな納付 方法に対応するなど、更なる納税機会の拡大を図った。7月からは、預貯金等電子化照会 サービスを導入したことで、財産調査の回答期限が短縮され、差押えや執行停止などに速 やかに着手することが可能となった。安定した自主財源の確保と税負担の公平性を保つと ともに、滞納者への早期折衝・財産調査の強化等による適正な滞納整理に努めている。

7 契 約 課

(1) 組織及び分掌事務について

契約課は、課長以下6人が配置されている。

分掌事務は、契約事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 公平で公正な入札・契約業務の実施に努めるとともに、地域経済の発展と地元企業育成 のため、可能な限り市内業者を優先して発注している。

【市 民 部】

1 市民課

(1) 組織及び分掌事務について

市民課は、課長以下15人 (パスポートセンター兼職・兼務)、会計年度任用職員13人 (パスポートセンター兼務) が配置されている。

分掌事務は、戸籍住民基本台帳等事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

戸籍や住民基本台帳の適正な管理を行うための各種事務処理並びに各種証明書の交付、個人番号カードの交付等を行っている。6月からは個人番号カード申請希望者の顔写真撮影とオンライン申請が同時にできる専用タブレット端末を導入した。昨年度から個人番号カードを活用したコンビニ交付も行っている。そのほか、最終日曜窓口、平日夜間窓口及び休日等の戸籍の届書預かりなど、時間外窓口を開設しており、市民サービスの向上を図っている。

2 パスポートセンター

(1) 組織及び分掌事務について

パスポートセンターは、所長以下 15 人(市民課兼職・兼務)、会計年度任用職員 13 人(市民課兼務)が配置されている。

分掌事務は、旅券事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

パスポートセンターでは、秩父地区1市4町の住民からの一般旅券の申請書審査・受理 及び交付を行っている。外部研修や職場研修等により、多くの職員が旅券の発給業務に携 わることで、待ち時間の短縮に努めている。

3 市民生活課

(1) 組織及び分掌事務について

市民生活課は、課長以下 5 人(うち 2 人は消費生活センター兼職)、会計年度任用職員7 人が配置されている。

分掌事務は、地域公共交通網活性化事業に関すること、各種相談事業に関すること、交 通安全推進事業に関すること、男女共同参画推進事業に関すること、姉妹都市・友好都市 交流事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

地域公共交通網活性化事業では、秩父市地域公共交通計画に基づき、市民の生活の足の確保や公共交通空白地帯の解消を図るための事業を進めている。また、鉄道・路線バス通学定期券の購入費補助事業を実施するほか、定住自立圏事業として運転免許証自主返納者に公共交通機関利用券を交付している。交通安全推進事業では、通勤通学時の立哨指導や、幼児や小学生、高齢者を対象とした交通安全教室の開催により、交通安全意識の高揚を図るなど、交通事故防止に努めている。

4 消費生活センター

(1) 組織及び分掌事務について

消費生活センターは、所長以下2人(市民生活課兼職)が配置されている。

分掌事務は、消費者行政事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 消費生活相談員を配置し、相談に応じるほか、消費者教育として出前講座及び市報や市 ホームページによる啓発を行っている。

5 市民スポーツ課

(1) 組織及び分掌事務について

市民スポーツ課は、課長以下5人が配置されている。

分掌事務は、スポーツ振興事業に関すること、スポーツ推進事業に関すること、スポーツ大会開催事業に関すること、体育施設管理運営事業に関すること、体育施設整備事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 市民の健康増進やスポーツの振興を図るため、ロードレース大会やスキルアップ事業、ペタンク大会など各種スポーツ教室を実施している。10月にはコロナ禍で開催することができなかった豊島区交流相互開会式が秩父市で開催され、卓球の交流試合を行った。施設の管理整備については、安心安全で快適に利用できるよう、緊急性や危険性を考慮し、限られた財源の効率的な配分に努めている。今年度は、秩父市文化体育センターの大規模改修工事に向けて耐震診断業務委託を行ったほか、影森グラウンドの人工芝化工事を実施している。

6 生涯学習課(歴史文化伝承館·中央公民館)

(1) 組織及び分掌事務について

生涯学習課は、課長以下4人、会計年度任用職員3人が配置されている。また、尾田 蒔公民館には3人(うち会計年度任用職員2人)、原谷公民館には4人(うち会計年度任 用職員3人)、久那公民館には3人(うち会計年度任用職員2人)、高篠公民館には3人 (うち会計年度任用職員2人)、大田公民館には3人(うち会計年度任用職員2人)、影 森公民館には3人(うち会計年度任用職員2人)、浦山公民館には生涯学習課と兼務の会 計年度任用職員1人、吉田公民館には会計年度任用職員3人、大滝公民館には会計年度 任用職員2人、荒川公民館には会計年度任用職員3人が配置されている。また、各地区 公民館には非常勤の館長を任命している。

分掌事務は、生涯学習推進事業に関すること、青少年育成事業に関すること、芸術文化 創造事業に関すること、秩父市歴史文化伝承館の運営及び管理に関すること、秩父市中央 公民館の運営及び管理に関すること、地区館の運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

主催行事及び講座・クラブ、その他の利用者について、安全に利用してもらうことを目標としており、施設利用後における消毒の協力や、部屋ごとの定員遵守を働きかけている。講座・クラブ等開催事業は、地域の人々が集い、学び、つなぐ場となっており、生きがいを創出する場を提供している。

7 秩父宮記念市民会館

(1) 組織及び分掌事務について

秩父宮記念市民会館は、館長以下4人、会計年度任用職員3人が配置されている。 分掌事務は、秩父宮記念市民会館の運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 常に最適な状態で利用できるよう施設管理を行うとともに、市民会館の基本方針である 「つながる・はぐくむ・とどける」を念頭に、今年度は、狂言、バレエ、音楽、落語など、 多彩なジャンルの公演を行った。また、小中高校生や大人を対象としたワークショップや、 市民会館外で芸術普及活動を行うアウトリーチも実施している。質の高い公演を鑑賞する 機会の提供、芸術文化の普及育成と次世代を担う人材の育成、市民が気軽に参加できる事業を実施している。

8 秩父図書館・吉田分館・大滝分館・荒川図書館

(1) 組織及び分掌事務について

秩父図書館は、館長以下7人(うち1人は荒川図書館兼職)、会計年度任用職員12人が配置されている。また、吉田分館は、2人(うち1人は吉田総合支所市民福祉課兼職)、会計年度任用職員2人、大滝分館は、1人(大滝総合支所市民福祉課兼職)、荒川図書館は、館長以下4人(うち1人は秩父図書館兼職、1人は荒川総合支所市民福祉課兼職)が配置されている。

分掌事務は、秩父市立図書館の運営及び管理に関すること、秩父市立図書館分館の運営 及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市民の生涯学習活動を支援し、多様化・高度化する利用者のニーズに応えるため、資料の整備、充実に努めるとともに、図書館サービスの向上を図っている。市民の利便性と利用率の向上を図り、清潔で安全な図書館施設の維持管理を行っている。また、図書館ボランティアを育成し、読書推進に努めている。今年度は、図書館情報システムの更新と秩父図書館大規模改修工事設計業務を実施した。市民に親しまれ、安全で安心して利用できる図書館を目指した取り組みを行っている。

【福祉部】

1 社会福祉課

(1) 組織及び分掌事務について

社会福祉課は、課長以下 12 人 (うち 8 人は生活保護を担当する査察指導員とケースワーカー)、会計年度任用職員 4 人 (うち 1 人は中国残留邦人等支援相談員、1 人は生活保護就労支援員、1 人は生活困窮者自立支援相談支援兼就労支援員、1 人は福祉女性会館清掃員)が配置されている。

分掌事務は、社会福祉推進事業に関すること、民生委員活動事業に関すること、特定中 国残留邦人等支援給付事業に関すること、災害援護事業に関すること、生活困窮者支援事 業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

生活困窮者自立支援事業として、昨年度に引き続き「住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を交付した。生活保護については、訪問等により受給者の生活実態を把握し、必要な支援を調整するとともに自立助長のため就労支援相談員やハローワークと連携するなど、就労指導に力を入れている。

2 障がい者福祉課

(1) 組織及び分掌事務について

障がい者福祉課は、課長以下9人、会計年度任用職員2人が配置されている。

分掌事務は、障がい者生活福祉手当等給付事業に関すること、障がい者生活支援事業に関すること、障がい者相談援助事業に関すること、障がい者自立支援事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、手話通訳者派遣事業立ち上げに向けて、昨年度に引き続き、手話通訳者養成研修事業を実施した。また、「第六期秩父市障がい者福祉計画」の計画期間が終了するため、「第七期秩父市障がい者福祉計画」の策定を行っている。障害者基本法に基づく障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定するものとなっており、障がいを問わず誰もが互いに支えあい、地域で安心して生活できる社会の構築を目指している。その他、医療的ケア児の日中支援の充実として、介助者の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケア事業の拡大に取り組んでいる。

3 高齢者介護課

(1) 組織及び分掌事務について

高齢者介護課は、課長以下12人(うち1人は秩父市社会福祉事業団へ派遣)、会計年度

任用職員6人が配置されている。

分掌事務は、介護保険給付事業に関すること、介護保険地域支援事業に関すること、地域高齢者福祉推進事業に関すること、高齢者生きがいづくり推進事業に関すること、高齢者生活支援ハウス運営事業に関すること、高齢者保護措置事業に関すること、高齢者在宅サービス事業に関すること、長寿者祝及び敬老事業に関すること、介護保険施設運営事業に関すること、高齢者憩いの家の運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の着実な取り組みを推進している。本計画は 今年度が最終年度となるため、引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる 社会を構築することを目的とした「第9期介護保険事業計画」の策定を行っている。また、 在宅医療・介護・予防等が地域で包括的に提供される「ちちぶ版地域包括ケアシステム」 を支える各種ケア会議通じ、地域の課題解決等を目指した取組を推進している。

4 子育て支援課

(1) 組織及び分掌事務について

子育て支援課は、課長以下7人、会計年度任用職員14人(うち家庭児童相談員2人、中村児童館・下郷児童館に勤務する児童厚生員等10人、子育て支援センターに勤務する子育て支援員2人)が配置されている。市立の児童館は2か所である。

分掌事務は、母子等支援事業に関すること、家庭児童相談事業に関すること、子育て環境支援事業に関すること、児童館事業に関すること、秩父市児童館の運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

令和4年4月1日に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談受付、調査、訪問を実施するほか、家庭児童相談員や子育て支援センター等の既存事業を活用し、必要なサービスにつなげている。児童虐待については増加傾向にあり、迅速な対応が取れるよう、学校や児童相談所と連携を図っている。現在、母子保健・児童福祉の両機能を合わせた一体的な相談体制の整備として「こども家庭センター」の設置に向け、関係各所と協議を行っている。

5 秩父地域包括支援センター

(1) 組織及び分掌事務について

秩父地域包括支援センターは、所長以下 10 人、会計年度任用職員 1 人が配置されている。また、吉田地域包括支援センターに 2 人、大滝・荒川地域包括支援センターに 2 人配置されている。

分掌事務は、介護予防ケアマネジメント事業に関すること、一般介護予防事業に関する

こと、包括的・継続的ケアマネジメント事業に関すること、認知症総合支援事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、市立病院を中心とした医療機関、介護福祉施設及び在宅介護事業所等と連携する「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の推進を図っている。また、このシステムに位置付けられている「地域ケア会議」を有効に機能させ、地域課題の検討や社会資源の把握により、質の高い高齢者支援の実現に努めている。一般介護予防事業では、出前講座により介護予防の普及啓発に努め、住民主体の「秩父ポテくまくん健康体操」や「地域サロン活動事業」を推進している。高齢者虐待や認知症による徘徊などの早期発見・見守り事業については、民生委員・在宅福祉員等の見守り活動に加え、電気、水道、ガス等の事業所や郵便局、新聞販売店、牛乳販売店等にも協力を依頼し、連携強化を図っている。

6 保育こども課

(1) 組織及び分掌事務について

保育こども課は、課長以下12人、会計年度任用職員3人が配置されている。また、永田保育所・日野田保育所・花の木保育所・影森保育所・吉田こども園は、所長・園長以下66人(うち1人は保育こども課兼職、58人は保育士・保育教諭、2人は給食員、5人は事務職)、会計年度任用職員108人が配置されている。

分掌事務は、児童扶養手当給付事業に関すること、児童福祉医療費給付事業に関すること、保育所事業に関すること、保育促進事業に関すること、児童手当給付事業に関すること、秩父市立保育所の運営及び管理に関すること、秩父市幼保連携型認定こども園の運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

物価高騰対策として、ひとり親世帯及びその他世帯について、子育て世帯生活支援特別 給付金の支給を行ったほか、保育所等に対して、物価高騰対策給付事業費補助金の支給、 使用済み紙おむつ処理事業費補助金の交付を行うなど新たな事業を実施した。また、令和 6年度の日野田保育所大規模改修工事に向けて、設計業務委託を実施したほか、工事期間 中に仮園舎となる影森保育所への引っ越し準備を行っている。出産祝い金事業については 事業を拡大し、最長5年間の継続給付とした。

【保健医療部】

- 1 地域医療対策課
- (1) 組織及び分掌事務について 地域医療対策課は、課長以下3人が配置されている。

分掌事務は、地域医療対策事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

ちちぶ定住自立圏の下部組織として設置された「ちちぶ医療協議会」の事務局を担い、専門家の指導や助言を受けながら、秩父地域の医療体制の維持や連携強化を図っている。また、秩父地域で1診療所のみとなった産科医療機関の支援や救急医療体制維持のための初期救急の充実、休日在宅歯科当番医制等を実施している。今年度9月からは、がん検診の受診率向上の一環として、保健センターで実施している大腸がん検診の申込受付を地域医療対策課窓口でも開始した。

2 保険年金課

(1) 組織及び分掌事務について

保険年金課は、課長以下16人、会計年度任用職員6人が配置されている。

分掌事務は、国民健康保険事業に関すること、後期高齢者医療事業に関すること、国民 年金事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

窓口サービスを向上させるべく、親切に的確に素早く対応し、お客様を待たせないことに全員で取り組んでいる。40歳以上の被保険者を対象とした、特定健康診査等の受診率向上を重点目標として、集団健診と個別健診の実施、診療情報の提供、人間ドック受診費用助成の3事業を継続的に実施している。今年度は、事業の広報活動及び未受診者への受診勧奨に力を入れ、健診受診率の向上に努めている。高齢者に対する保健事業では、フレイル予防に着目し、部、課を超えて、介護予防事業と一体的に取り組み、健康寿命の延伸と医療費の抑制に繋げている。また、県が掲げる国民健康保険税水準の準統一に向けた税率改正も実施した。

3 保健センター

(1) 組織及び分掌事務について

秩父保健センターは、所長以下 24 人、会計年度任用職員 4 人が配置されている。吉田保健センターに 2 人(うち 1 人は秩父保健センター兼務)、大滝保健センターに 2 人(うち 1 人は大滝総合支所市民福祉課兼職)、荒川保健センターに 2 人(うち 1 人は大滝保健センター兼職)が配置されている。

分掌事務は、健康増進事業に関すること、健康づくり啓発事業に関すること、予防接種 事業に関すること、母子保健事業に関すること、疾病予防事業に関すること、保健センタ 一事務事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

健康増進事業では、昨年度に開始した、ウォーキングをメインとした健康長寿埼玉モデルのプラス 1,000 歩運動「歩いて貯筋!ウォーキング+1000」に取り組んでいる。母子保健事業では、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充実に向け、「秩父版ネウボラ」事業を行っている。産後ケア事業では今年度から対象を拡大し、出産後に家族等から援助を受けることが困難な母子のみでなく、体調不良や育児に不安のある方も利用可能とした。疾病予防事業では、疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診を実施しており、SNSや市報に加え、今年度は講演会や秩父公園橋のライトアップを実施するなど、受診率向上のために工夫を疑らした取り組みを行っている。精神保健事業では、ココカラ相談を実施し、身心に不調や不安を抱える方の相談に応じるほか、ひきこもりの一次相談窓口となっている。また、セーフコミュニティの取り組みでは、自殺予防対策として、うつ病や自殺予防の啓発、ゲートキーパーの養成などに取り組み、地域の自殺予防対策を推進している。

【環境部】

1 環境課

(1) 組織及び分掌事務について

環境課は、課長以下4人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、環境活動推進事業に関すること、地球温暖化対策推進事業に関すること、 再生可能エネルギー推進事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

環境学習推進事業では、小学校に対し地球温暖化対策に関する出前授業を実施し、児童に環境学習の機会を提供している。省エネ家買い替え助成金交付事業では、省エネ性能の高い冷蔵庫に買い替えた市民に対して助成を行い、家庭における省エネを推進している。地域新電力会社連携事業では、秩父新電力株式会社と連携して、再エネの地産地消や地域経済の活性化を目指し、各種事業に取り組んでいる。発電施設適正導入推進事業では、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定める「秩父市太陽光発電の適正な設置等に関する条例」を制定し、災害の発生を防止するとともに、自然環境、生活環境及び景観の保全を図っている。

2 生活衛生課

(1) 組織及び分掌事務について

生活衛生課は、課長以下6人が配置されている。

分掌事務は、廃棄物処理適正化対策事業に関すること、衛生対策事業に関すること、公 衆トイレ維持管理事業に関すること、火葬場・墓地関連事業に関すること、自然保護対策 事業に関すること、生活環境対策事業に関すること、産業廃棄物・土砂等堆積対策事業に 関すること、ごみ分別収集関連事業に関すること、し尿処理関連事業に関すること、上水 道関連事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

日常の市民生活と密接に関係する、ごみ・衛生・公害・土砂堆積・環境保全等の幅広い業務を行っている。不適正な土砂堆積の防止・抑止、ごみの不法投棄の防止及びススメバチ駆除費補助金の活用に注力している。現場主義を基本とし、要望や相談に対して、迅速、丁寧な対応を心掛け、市民の快適な生活環境維持に努めている。

3 下水道課

(1) 組織及び分掌事務について

下水道課は、課長以下12人が配置されている。

分掌事務は、公共下水道事業に関すること、農業集落排水事業に関すること、浄化槽事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

公共下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づく、効率的な維持管理や改築事業を進めている。農業集落排水事業では、令和2年度策定の最適整備構想に基づき、処理場の老朽化対策として更新工事の調査及び規模の適正化を図っている。戸別合併処理浄化槽事業では、令和3年4月1日付けで浄化槽処理促進区域を指定し、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めている。農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業については、令和6年4月1日に特別会計から公営企業会計へ移行するため、その準備を進めている。

4 下水道センター

(1) 組織及び分掌事務について

下水道センターは、所長以下4人が配置されている。

分掌事務は、秩父市下水道センターの運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

安心で住みよい生活環境の実現を目標に、下水処理場、ポンプ施設等の維持管理に努めている。各施設の老朽化が進んでおり、ストックマネジメント計画に基づき、改築更新を進めている。機器の改築更新に合わせて、効率の良い修繕を実施している。

5 聖地公園管理事務所

(1) 組織及び分掌事務について

聖地公園管理事務所は、所長以下4人、会計年度任用職員6人が配置されている。

分掌事務は、秩父市聖地公園の運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

新たな需要に対応するため、新合葬墓の建設に着手している。開設から半世紀以上が経過しているため、老朽化した設備は順次改修し危険個所の解消に努めている。これまで一部の区域を除き、墓地の申し込みを「遺骨をお持ちの方」に限定していたが、遺骨のない方にも対象を拡大した。さらに、墓所管理料だけでなく、あんどん祭の献燈料ついてもコンビニ納付とスマートフォン決済に対応した。

【產業観光部】

1 産業支援課

(1) 組織及び分掌事務について

産業支援課は、課長以下6人、会計年度任用職員3人が配置されている。

分掌事務は、雇用就労対策事業に関すること、勤労者福祉支援事業に関すること、産業 支援事業に関すること、中心市街地活性化事業に関すること、伝統産業振興事業に関する こと、創業支援事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、株式会社リクルートと連携協定の締結、地域雇用活性化推進事業の開始、小中企業奨学金返還支援補助金創設などの雇用促進事業に取り組んでいる。また、商店街施設整備事業の補助金や、まちなかイベント補助金、空き店舗リノベーション補助金、秩父銘仙利活用奨励金の交付を開始し、幅広く産業支援に取り組んでいる。

2 先端技術推進課

(1) 組織及び分掌事務について

先端技術推進課は、課長以下 6 人 (うち 1 人は地域活性化起業人) が配置されている。 分掌事務は、先端産業・未来技術事業に関すること、企業誘致事業に関すること、企業 支援事業に関すること、金融支援事業に関すること、工業団地に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

5 カ年事業の 4 年目を迎える Society5.0 事業や、デジタル田園都市国家構想交付金により導入したデータ連携基盤システム活用事業を実施している。また、高圧電力利用事業者補助金及び省エネ設備更新補助金など、新たに事業者向けの物価高騰対策関連事業を行った。中小企業などを中心に地域の産業全体を活性化させることを目標に、物流 Maas や遠隔医療、ドローン等を活用した先端産業の育成や幅広い企業支援対策に取り組むとともに、地域特性を活かした企業誘致にも力を入れている。

3 観 光 課

(1) 組織及び分掌事務について

観光課は、課長以下8人(うち2人は秩父地域おもてなし観光公社へ派遣)、会計年度 任用職員2人が配置されている。

分掌事務は、観光イベント開催事業に関すること、まつり開催事業に関すること、観光 施設維持管理・整備事業に関すること、観光客誘客事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、各種イベントや祭り事業がコロナ禍前の運営に戻ったため、多くの観光客を誘致するために、SNS 等を活用した PR も行っている。また、インバウンド担当を復活させたほか、民間企業や他の自治体と連携を図りながら、入込観光客数の増加を目指した取り組みを実施している。

【農林部】

1 農業政策課

(1) 組織及び分掌事務について

農業政策課は、課長以下7人(うち1人は公設地方卸売市場場長兼職)、会計年度任用職員1が配置されている。

分掌事務は、農業政策推進事業に関すること、農業経営支援事業に関すること、遊休農地対策事業に関すること、有害鳥獣対策事業に関すること、畜産業振興事業に関すること、土地改良事業に関すること、浦山地域農林水産業施設管理運営事業に関すること、農道用地取得事業に関すること、農道新設・改良事業に関すること、農道維持管理事業に関すること、秩父市公設地方卸売市場の運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

栽培している農作物に付加価値を付け、農業収入や栽培意欲の向上を図るため有機農業の推進に力を入れている。今年度は、玉ねぎとじゃがいもに加え、水稲の栽培実証実験を行った。また、秩父産農作物を学校給食に提供するなど、安定した農業経営の新たな形の構築と地産地消の推進を図っている。有害鳥獣対策では、被害現場に適した防除対策の推進と加害獣の捕獲を強化し、地域住民が主体となり効果的な被害防除対策が実施できる体制づくりを推進している。

2 森づくり課

(1) 組織及び分掌事務について

森づくり課は、課長以下7人、会計年度任用職員3人が配置されている。

分掌事務は、市営林造林管理事業に関すること、林業振興活動支援事業に関すること、 治山事業に関すること、森づくり事業に関すること、森林保全事業に関すること、森林環 境譲与税運用事業に関すること、木材活用推進事業に関すること、森林管理道用地取得事業に関すること、森林管理道新設・改良事業に関すること、森林管理道維持管理事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市営林の作業路網の整備や搬出間伐、令和元年の台風 19 号で被災した森林を対象に復旧工事を進めている。森林環境譲与税を活用し、森林整備のための境界測量、小学生を対象とした森林環境教育、高校生を対象とした人材育成、木育による普及啓発事業を実施している。ちちぶ定住自立圏事業の秩父地域森林林業活性化協議会においては、各種補助事業、ホームページ「森の活人」の管理・運営やイベント出展等の啓発事業、ちちぶ木の駅プロジェクトなど、関係団体と協力して幅広い取り組みを行っている。

3 全国植樹祭準備室

(1) 組織及び分掌事務について

全国植樹祭準備室は、室長以下4が配置されている。

分掌事務は、全国植樹祭に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

令和7年春に秩父ミューズパークを主会場として開催される「第75回全国植樹祭埼玉2025」に向け、主催者である埼玉県や公益社団法人国土緑化推進機構と連携しながら、あらゆる調整を行っている。市単独の普及啓発に関する取り組みのほか、関係団体で組織された「第75回全国植樹祭秩父地域推進委員会」及び各種の事業主体となる同推進協議会の事務局を担い、秩父地域1市4町1村全体で開催機運を醸成するための事業を実施している。

【地域整備部】

1 道路管理課

(1) 組織及び分掌事務について

道路管理課は、課長以下8人が配置されている。

分掌事務は、道路等管理事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

道路台帳整備率100%を目標に、道路台帳システムの補正作業を行い、道路管理資料の精度向上と高度化を図っている。道路に関する相談や苦情も数多く寄せられているが、早急に現地の状況を確認し、適切な対応を行っている。道路の安全・安心を最優先に考え、業務を遂行している。

2 用 地 課

(1) 組織及び分掌事務について

用地課は、課長以下 5 人が配置されている。

分掌事務は、不用道路敷等処分事務に関すること、道路用地等取得事業に関すること、 街路用地等取得事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、国道 140 号陸橋平面化に伴う市道中央 642 号線の道路改築事業について、物件調査及び積算業務委託が完了したため、地権者と交渉を行った。計画した市道や都市計画道路の整備ができるよう、用地取得についての交渉を確実に進めている。

3 道路維持課

(1) 組織及び分掌事務について

道路維持課は、課長以下 16 人(うち分室に 7 人、1 人は埼玉県へ派遣)が配置されている。

分掌事務は、道路維持事業に関すること、道路新設・改良事業に関すること(道づくり 課が分掌するものを除く。)、橋りょう維持・新設改良事業に関すること(道づくり課が分 掌するものを除く。)、河川維持・補修事業に関すること、防災対策事業に関すること、災 害復旧事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市道等を安全・安心に通行できるよう、除草作業、緊急舗装修繕工事、交通安全施設整備工事、幹線 10 号線他 11 路線の舗装工事、道路側溝工事、橋りょう点検や太田部橋・無名 61 号橋の補修工事、大野原蓼沼水路の整備工事等を実施している。町会からの要望や相談に対しては、緊急性を検討したうえで工事を実施している。その他、道路に関する多くの相談、苦情の対応を行っている。

4 道づくり課

(1) 組織及び分掌事務について

道づくり課は、課長以下5人が配置されている。

分掌事務は、道路新設・改良事業に関すること(道路維持課が分掌するものを除く。)、 街路新設・改良事業に関すること、橋りょう新設・改良事業に関すること(道路維持課が 分掌するものを除く。)である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 市民生活の利便性や通行の安全を確保するため、中央 642 号線・幹線 61 号線・幹線 77 号線・荒川幹線 2 号線等、市全域で約 14 路線の道路整備を実施している。

5 都市計画課

(1) 組織及び分掌事務について

都市計画課は、課長以下10人(うち羊山公園管理事務所に4人)が配置されている。 分掌事務は、都市計画事業に関すること、駅前広場管理事業に関すること、景観形成事 業に関すること、都市公園運営事業に関すること、一般公園運営事業に関すること、芝桜 の丘運営事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

都市計画関連事業では、法に基づいた窓口指導を行っている。今年度は、公園緑地行政の基本方針となる「秩父市緑の基本計画」を策定した。景観形成事業では「秩父市まちづくり景観計画」の規定に加え、歴史的建造物の保存、秩父の顔としてふさわしい街並みの形成を目指して、「本町中町景観形成重点地区計画」の普及促進に力を入れている。芝桜の丘については、来春の開花期に向けて、土壌改良や防草シートの敷設、植栽等を実施している。老朽化する都市公園の計画的な維持管理の方針を定める「都市公園等施設長寿命化計画」の策定を進めているほか、一般公園も含め、利用者が安心して利用できるよう、遊具の定期的な点検を実施している。

6 建築住宅課

(1) 組織及び分掌事務について

建築住宅課は、課長以下10人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、建築開発行政事務に関すること、市営住宅管理事業に関すること、営繕事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても、適正に処理されていた。

建築基準法、都市計画法及び関連法規に基づいた各種事務を行い、安全で住み良い快適なまちづくりを推進している。市営住宅については、「市営住宅等長寿命化計画」に定めた適正戸数を目標に、老朽化し用途廃止が決定している住宅が空き家となり次第、解体撤去を進めている。今年度は、より適正に市営住宅の維持管理ができるよう上記計画の改訂作業を進めている。営繕工事では、大滝国民健康保険診療所移転工事、文化体育センター受水槽交換工事等の工事監理を行っている。設計業務委託では、南小学校校舎大規模改造工事実施設計業務委託、秩父図書館大規模改修工事設計業務委託等の管理を行っている。

【会 計 課】

会 計 課

(1) 組織及び分掌事務について

会計課は、本庁に課長以下 5 人が配置されている。各総合支所に分室があり、各総合支 所の市民福祉課職員が兼職・兼務している。 分掌事務は、会計処理事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

歳計現金や基金については、安全性を第一に考えた収入確保を行い、定期預金や国債等の運用を行っている。埼玉りそな銀行への振込手数料を抑えるため、請求書をまとめて伝票を作成する、振込先を名寄せして支払う等の削減を図っている。

〔総合支所〕

総合支所は、市民福祉課、地域振興課の2課で組織されている。

2課の分掌事務は、次のとおりである。

1 市民福祉課

- 総合支所管理事業に関すること。
- ② 総合政策部、総務部、財務部、市民部、福祉部、保健医療部、選挙管理委員会及び教育委員会所管事務事業のうち、本庁及び総合支所間における協議の結果、総合支所で実施することが効果的かつ効率的であると判断した事務事業に関すること。
- ③ 所管施設管理事業に関すること。

2 地域振興課

- ① 環境部、産業観光部、農林部、地域整備部及び農業委員会所管事務事業のうち、本庁及び総合支所間における協議の結果、総合支所で実施することが効果的かつ効率的であると判断した事務事業に関すること。
- ② 所管施設管理事業に関すること。
- ③ 大滝地区地籍調査事業に関すること。(大滝総合支所地域振興課に限る。)
- ④ 三峰駐車場管理運営事業に関すること。(大滝総合支所地域振興課に限る。)

【吉田総合支所】

- 1 市民福祉課
- (1) 組織について

市民福祉課は、課長以下11人、会計年度任用職員3人が配置されている。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

吉田・大田地区乗合タクシー運行事業、タイ王国ヤソトン市との国際交流事業、太田部を考える会の事務や集落活性化対策事業等の独自事業を行っている。これらの事業を通じ、住民と身近に接する中で信頼関係を築き、住民との協働によるまちづくりや吉田地域の特色を生かした地域づくりを推進している。吉田・大田地区乗合タクシー運行事業では、今年度も65歳以上の登録者に年間2,000円の利用券を交付したほか、AIを活用した予約・

配車による運用を開始した。

2 地域振興課

(1) 組織について

地域振興課は、課長以下7人、会計年度任用職員1人が配置されている。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

龍勢祭は4年ぶりに通常規模で開催し、吉田よいとこ祭は公民館主催の文化祭のみ開催した。農業の面では、多面的機能発揮促進事業で3地区の農地環境保全維持対策を実施し、中山間地域等直接支払事務事業で6地区の生産条件不利地域の営農経営を支援している。 林業については、森林管理道白岩線、太田部線、栗野山線、石神沢線での舗装事業を行っている。

【大滝総合支所】

- 1 市民福祉課
- (1) 組織について

市民福祉課は、課長以下7人が配置されている。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

旧大滝中学校へ公共施設の集約化を図っているところであり、総合支所、公民館、大 滝老人福祉センター機能に続き、今年度は大滝国保診療所の令和6年4月に開設を目指 し移転工事を実施している。また、大滝地域は高齢化率が高く、高齢者による日常生活 上の相談や支援要請が多くなっている。引き続き住民ニーズの把握に努め、安心安全に 暮らせるよう地域に密着したサービスの提供を行っている。

2 地域振興課

(1) 組織について

地域振興課は、課長以下9人、会計年度任用職員1人(地域おこし協力隊)が配置されている。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

令和4年度からの繰り越し事業で実施している大滝温泉改修工事では、1階浴室天井改修工事、岩風呂サッシ取付工事、ろ過機更新工事、貯湯槽補修工事を実施した。ゴールデンウイーク明けから遊湯館を休館にし、8月1日から営業を再開している。その他、地籍調査の継続と林道、市道の維持管理業務を行っている。

【荒川総合支所】

- 1 市民福祉課
- (1) 組織について

市民福祉課は、課長以下9人、会計年度任用職員1人が配置されている。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

高齢化や人口減少による過疎化が進む中、地域住民や各種団体と連携協働して、防犯・防災活動、高齢者や児童への福祉活動の支援を行っている。災害や事故等の発生防止及び発生時には的確な対応が行えるよう取り組んでおり、災害時の活動拠点としての総合支所機能の維持・管理に努めている。

2 地域振興課

(1) 組織について

地域振興課は、課長以下8人が配置されている。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、4年ぶりに新そば祭りを開催した。しだれ桜とそばを有効活用し、観光客の満足度を向上させ、地域の活性化を図っている。市道整備事業では、住民からの相談や要望をもとに市道の整備や補修を行っている。

【市 立 病 院】

(1) 組織及び分掌事務について

市立病院の組織は、診療情報管理室、地域医療連携室、システム管理室、臨床研修管理室、人工透析室、救急医療対策室、内科部、外科部、整形外科部、泌尿器科部、脳神経外科部、小児科部、麻酔科部、循環器内科部、消化器内科部、放射線科、臨床検査科、臨床工学科、リハビリテーション科、薬剤科、栄養科、看護部、事務局となっている。

令和5年10月1日現在、医師18人、臨床工学技士2人、診療放射線技師6人、臨床検査技師8人、理学療法士6人、作業療法士2人、言語聴覚士1人、薬剤師7人、管理栄養士3人、看護師106人、助産師1人、介護福祉士3人、診療情報管理士3人、事務職員は地域医療連携室5人、システム管理室1人、事務局は管理課・医事課の2課で、事務局長以下12人の合計184人が配置されている。また、非常勤医師38人、会計年度任用職員48人が勤務している。その他、大滝国保診療所から看護部に看護師が1人、地域医療対策課から臨床研修管理室職員として1人が兼職として配置されている。

管理課の主な分掌事務は、人事に関すること、予算及び決算に関すること、病院の施設及び設備の維持管理に関すること、備品類の管理、物品及び材料の購入に関することである。医事課の主な分掌事務は、患者の受付事務、入院及び退院事務に関すること、患者の診療報酬等の調定、請求及び滞納整理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

前年度同時期と比較すると、収益については医業収益が 75,200 千円増加し、医業外収益が 35,577 千円減少している。費用については医業費用が 71,605 千円、医業外費用が 292 千円それぞれ増加している。

秩父地域における産科医不足の問題に対する取り組みとして、引き続き市内産院へ助産師1名を派遣している。また、新型コロナウイルス感染症対策として、外来診療では発熱患者の受け入れ、入院では一部面会制限など院内感染防止策を引き続き講じている。

【大滝国民健康保険診療所】

(1) 組織及び所掌事務について

大滝国民健康保険診療所は、所長1人、放射線技師1人、看護師1人、事務局長以下2 人、会計年度任用職員5人(うち看護師2人)が配置されている。

分掌業務は、内科・歯科診療、健康診断、健康相談、調剤、在宅療養指導、予防医療などである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

地域における唯一の医療機関として、安心して医療サービスを受けられるよう、医療機器の整備をはじめ、患者の利便性に配慮し、送迎車の運行も継続して行っている。また、今年度末には大滝総合支所施設内へ診療所を移転し、令和6年4月1日から通常診療を開始できるよう移転業務を進めている。

【教育委員会】

- 1 教育総務課
- (1) 組織及び分掌事務について

教育総務課は、課長以下9人、会計年度任用職員2人が配置されている。

分掌事務は、教育委員会運営事業に関すること、PTA活動推進事業に関すること、学校管理運営事業に関すること、人権教育事業の推進及び連絡調整に関すること、小中学校施設維持管理事業に関すること、小中学校建設事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は3年の長期契約を結んでいるスクールバスの業務委託が最終年度となっており、遠距離通学児童生徒の安心・安全を最優先とし、価格のみではなく業務内容も加味したプロポーザル方式での業者選定を検討しながら、契約更新事務を進めている。教育施設については、尾田蒔小学校図書室や秩父第一中学校保健室等の空調機改修工事、荒川中学校職員玄関上部陸屋根防水改修工事を実施し、健康に配慮した快適な学習環境づくり、安心・安全な施設整備を行っている。

2 学校教育課

(1) 組織及び分掌事務について

学校教育課は、次長職1人、課長以下13人(うち7人は教育研究所兼職)、会計年度任 用職員178人(うち98人は学童保育室指導員等、21人は特別支援教育補助員、4人は複 式解消非常勤教諭、34人は教員業務支援員、19人は学習指導員、2人は幼稚園園長等) が配置されている。また、久那幼稚園は、主査以下2人(教諭)が配置されている。

分掌事務は、放課後児童対策事業に関すること、教職員人事・学事事務に関すること、 学校教育推進事業に関すること、学校教育振興事務事業に関すること、小学校教育振興事 業に関すること、小学校就学援助事業に関すること、中学校教育振興事業に関すること、 中学校就学援助事業に関すること、公立幼稚園管理運営事業に関すること、奨学金事業に 関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。 今年度も、保護者の経済的負担の軽減及び所得格差を是正し、児童の健全育成に資する ため、秩父市小学校入学準備品購入補助金を交付している。また、令和3年3月31日を もって閉園した旧荒川幼稚園の園舎を解体し、地権者へ土地の返還を行う予定である。

3 保健給食課

(1) 組織及び分掌事務について

保健給食課は、課長以下6人が配置されている。また、共同調理場は5か所設置されて おり、職員2人が配置されている。

分掌事務は、学校給食管理運営事業に関すること、学校保健衛生事業に関すること、学 校災害保険事業に関すること、子育で学校給食支援事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度も、長引く物価高騰に対する対策として、小中学校に在籍している児童生徒を持つ全ての保護者に対し、経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部助成を前年度より拡充している。また、会計の透明性の確保及び教職員の働き方改革の一環として、今年度から学校給食費を公会計に移行した。

4 文化財保護課

(1) 組織及び分掌事務について

文化財保護課は、課長以下5人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、文化財保護保存事業に関すること、文化財調査事業に関すること、文化財 普及事業に関すること、資料館運営事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

県指定有形文化財である「秩父神社社殿」の7カ年計画での彫刻等の修理工事について、 県とともに補助金を出して援助している。6年目にあたる今年度は、修理工事計画に基づ き、本殿背面の彩色の修理工事を実施している。また、国庫補助金を受けて、重要有形民 俗文化財「秩父祭屋台6基」の修理を行っている。本年度は、本町屋台の躯体・腰支輪・ 本芸座・仮芸座の修理工事及び反木等土台部分の漆塗り替え工事を実施している。

5 教育研究所

(1) 組織及び分掌事務について

教育研究所は、所長以下 8 人(うち7 人は学校教育課兼職)、会計年度任用職員 13 人(うち5 人は教育相談室の教育相談員、8 人は各中学校のさわやか相談員)が配置されている。 分掌事務は、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること、教育関係職員 の研修に関すること、教育相談に関すること、教育に関する資料の収集及び提供に関する こと、その他教育の充実と振興を図るために必要な事項である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

英語土曜学習は、対象者を小学5年生からに広げて、ALTを講師に活用した「オンライン英会話レッスン」を開講し、英語のコミュニケーション能力向上を図っている。地域教育力活用モデル事業においては、地域人材であるコーディネーターと学習支援員による「英検ナイトスクール~夜勉~」を開講し、歴史文化伝承館を準会場として英検受験ができるようにし、英語学習への意欲向上を図った。チャレンジスクール事業では、埼玉大学の協力により「理科おもしろ実験教室」を実施し、異世代交流の推進や学習意欲の向上を図った。

【議会事務局】

(1) 組織及び分掌事務について

議会事務局は、事務局長以下5人(うち1人は管財課併任)が配置されている。

分掌事務は、議員の身分、諸届、諸給与及び出張に関すること、儀式及び交際に関すること、各種資料の収集、作成及び統計に関すること、本会議、委員会及び公聴会に関すること、議事日程及び諸報告に関すること、議案、請願及び陳情に関すること等の議会管理運営事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

二元代表制の一翼を担う議会の重要な役割を果たすため、適正で円滑な会議の運営に努めている。また、「開かれた議会」の更なる推進に向け、本会議のインターネット中継及び会議録の迅速な公開に努め、市民の議会への関心を高める努力を行っている。

政務活動費については、事務局職員から交付状況等を聴取するとともに、関係書類等を 検査した結果、秩父市議会政務活動費の交付に関する条例及び同規則に基づき、適正に処 理されていると認められた。

【監査事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会・固定資産評価審査委員会】

(1) 組織及び所掌事務について

監査事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会及び固定資産評価審査委員会として、 事務局長以下 5 人の職員を配置し、事務を併任している。また、選挙管理委員会事務局に は、市民課及び各総合支所市民福祉課に合わせて39 人の併任職員が配置されている。

監査事務局は監査委員の職務を補助する事務、選挙管理委員会事務局は選挙に関する事務、公平委員会は職員に対する不利益処分の審査等に関する事務、固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定に関する事務を所掌している。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

監査事務局では、決算審査、定期監査、例月出納検査及び工事監査、財政援助団体等への監査を実施している。選挙管理委員会では、定例会(3、6、9、12月)、選挙人名簿の整理、在外選挙人名簿の整理等を実施している。4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙は、立候補者が定数2名を超えなかったため、無投票となった。また、8月6日には埼玉県知事選挙が無事に執行された。公平委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事案はなかった。

【農業委員会】

(1) 組織及び所掌事務について

農業委員会事務局は、事務局長以下4人が配置されている。その他、農政課及び各総合 支所地域振興課に合わせて8人の併任職員が配置されている。

分掌事務は、農業委員会の会議に関すること、農地法による申請、調査、小作契約等に関すること、農地利用適正化推進及び農地利用状況調査に関すること、農家台帳の保管に関すること、独立行政法人農業者年金基金からの委託業務に関すること等の農業委員会運営事務である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

農地法第30条に基づき、年1回管内の全農地の利用状況について調査を行っている。加えて、農地法第32条、33条に基づき、農地利用意向調査も行っている。農業委員会広報紙「農政ちちぶ」の発行(年2回)を行っているほか、小学生を対象とした「農業に関する図画・作文コンクール」を実施している。また、農業委員と農地利用最適化推進委員全員により、遊休農地対策及び新ブランド品目を目指し、ひもなすの栽培に取り組んでいる。さらに、地力増進、雑草抑制、緑肥効果のあるヘアリーベッチを遊休農地にまいて効果を実証している。

定期監查対象課所 (前期)

前期監査実施日(書類調査) 令和5年10月6日~令和5年11月15日

部局名	課所名	ヒアリング実施日
大滝国民健康 保険診療所	大滝国民健康保険診療所事務局	
大滝総合支所	1 市 民 福 祉 課 2 地 域 振 興 課	令和 5 年 10 月 20 日
議会	議会事務局(政務活動費監査を含む)	
吉田総合支所	1 市 民 福 祉 課 2 地 域 振 興 課	
農林部	1 農 業 政 策 課 2 森 づ く り 課 3 全国植樹祭準備室	令和 5 年 10 月 26 日
農業委員会	農業委員会事務局	
荒川総合支所	1 市 民 福 祉 課 2 地 域 振 興 課	
総務部	1 総 務 課 2 人 事 課 3 危 機 管 理 課 4 情 報 政 策 課 5 工 事 検 査 課	令和 5 年 10 月 27 日
福祉部	1 社 会 福 祉 課 2 障 が い 者 福 祉 課 3 高 齢 者 介 護 課 4 子 育 て 支 援 課 5 秩父地域包括支援センター 6 保 育 こ ど も 課	令和 5 年 10 月 30 日
環境。部	1 環境課2 生活衛生課3 下水道センター4 聖型地公園管理事務所	令和5年11月9日
総合政策部	1 総 合 政 策 課 2 改 革 推 進 課 3 秘 書 課 4 広 報 広 聴 課	令和 5 年 11 月 10 日
行政委員会	1 選挙管理委員会事務局2 公平委員会3 固定資産評価審査委員会	
市立病院	1 管 理 課 2 医 事 課	
会 計 課	会 計 課	令和5年11月15日
環境部	下 水 道 課	令和 5 年 12 月 25 日

定期監查対象課所 (後期)

後期監査実施日(書類調査) 令和5年12月8日~令和6年1月26日

部局名	課所	名 ヒアリング実施日
市 民 部	1市民課2パスポートセンター3市民生活4消費生活センター5市民スポーツ課6生涯学習課7秩父宮記念市民会館8秩父図書館	令和 5 年 12 月 21 日
産業観光部	1 産 業 支 援 課 2 先端技術推進課 3 観 光 課	令和 5 年 12 月 26 日
教 育 委 員 会	1 教育総務課 2 学校教育課 3 保健給食課 4 文化財保護課 5 教育研究所	令和6年1月11日
地域整備部	1 道路管理課 2 用 地 課 3 道路維持課 4 道づくり課 5 都市計画課 6 建築住宅課	令和6年1月18日
保健医療部	 地域医療対策課 保険年金課 保健センター 	令和6年1月25日
財 務 部	1 財 政 課 2 F M 推 進 課 3 管 財 課 課 4 市 民 税 課 5 資 産 税 課 6 納 税 課 7 契 約 課	令和6年1月24日
財政援助団体	秩父市消防団運営交付金	令和 5 年 12 月 26 日

【財政援助団体等監査】

1 監査の対象

秩父市消防団運営交付金(所管:危機管理課)

秩父市消防団に対する財政的援助(運営交付金)に係る出納及び関連する事務等について、 地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したところである。

秩父市消防団運営交付金 9,000,000円(令和4年度)

9,000,000円(令和5年度)

2 監査実施日

令和5年12月26日(火)

3 監査実施場所

本庁舎4階第3委員会室

4 監査の方針

交付金に関する事務手続きが適正に行われているかについて、監査を実施することとした。

5 監査の方法

当該交付金の交付事務手続き及び秩父市消防団の事務の執行について、提出された資料、出 納関係帳票、その他関係書類の調査、質問等により監査を実施した。

6 監査の結果等

(1) 秩父市消防団の概要

ア目的

主な事業目的は、火災の鎮圧・予防・警戒に関する業務、地震・風水害等の災害予防、 警防、防除等に関する業務、地域住民等に対する協力・支援及び啓発に関する業務である。

イ組織

秩父市消防団は、本部及び方面隊で組織されており、令和5年4月1日現在、団長 1名、副団長4名、分団長9名、副分団長18名、部長40名、班長192名、団員632名の 計896名が任命されている。

ウ事業

特別点検をはじめとする消防団活動の企画・運営を行い、消防団員の資質の向上と多様 な現場活動に対応できる人材の育成を図るための研修、訓練を実施している。また、交付

金を各方面隊、部隊、分隊に配分し、各地域で特色ある活動を行っている。

(2) 監査の結果

提出を求めた資料の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、審査した結果、 上記交付金に係る出納及び関連する事務は、適正に処理されていると認められた。

【工事監査】

- 1 工事監査の目的 公共工事の品質確保・向上を図るとともに、職員の技術向上に寄与する。
- 2 監査対象工事 影森グラウンド多目的グラウンド改修工事
- 3 監査実施日令和6年1月10日(水)
- 4 工事担当部署 市民スポーツ課
- 5 技術調査実施技術士(委託) 公益社団法人 大阪技術振興協会 玉野 好晴 技術士
- 6 監査の方法

監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術 振興協会に工事技術調査業務を委託し、関係書類の調査、職員からの意見聴取及び工事現場の 視察等、調査を行った。

7 監査の結果

別添の「秩父市 令和5年度工事監査技術調査結果報告書」のとおり

秩父市

令和5年度

工事技術調査結果報告書

令和6年2月2日

公益社団法人 大阪技術振興協会 技術士(建設部門・総合技術監理部門) 玉野 好晴

調査実施日 : 令和6年1月10日(水)

調 査 場 所 : 秩父市役所本庁舎4階第1委員会室

及び影森グラウンド多目的グラウンド改修工事現場

監査執行者: 代表監査委員(識見) 阪本 昇寿

監査委員(議選) 髙野 宏

調査立会者 : 監査事務局 局長 山田 千都

 監査事務局
 主 査
 大沢
 恵子

 監査事務局
 主 事
 林
 和香

調査対象工事 : 影森グラウンド多目的グラウンド改修工事

工事担当課: 市民部 市民スポーツ課

1. 工事内容説明者

市民部 市民スポーツ課 課 長 原嶋 祐樹

主 幹 大橋 雄高

地域整備部 道づくり課 主 幹 冨田 省悟

総務部 工事検査課 課 長 齊藤 昌巳

主 査 三上 泰一

財務部 契約課 課 長 浅香 恵里子

主 査 新井 豪

工事請負業者 秩父土建·斎藤組特定建設工事共同企業体

現場代理人·監理技術者 作田 明久

主任技術者 飯島 史夫

新井 悠基

2. 工事概要

1) 工 事 件 名:影森グラウンド多目的グラウンド改修工事

2) 工 事 場 所: 秩父市上影森地内

3) 工 期: 令和5年9月26日~令和6年3月22日

4) 工 事 担 当 課: 秩父市 市民部 市民スポーツ課

5) 受 注 者:秩父土建·斎藤組特定建設工事共同企業体

6) 工 種 別 内 訳:グラウンド整備

【基盤整備】

バックネット撤去 1 箇所

コンクリート構造物撤去 25 m³

掘削工 800 m³

盛土工 1,780 m³

【雨水排水設備工】

自由勾配側溝 397 m

集水桝 8 基

透水管 788 m

【グラウンド・コート舗装工】

人工芝舗装 8,210 m²

石灰スクリーニングス舗装 2,800 m²

地先境界ブロック A 190 m

【グラウンド・コート施設整備工】

外周フェンス 388 m

門扉 (H4m×W4m) 1 箇所

テントシェルター

2 箇所

- 7) 入 札 方 式:一般競争入札(ダイレクト入札)
- 8) 工 事 請 負 会 社:秩父土建·斎藤組特定建設工事共同企業体
- 9) 現場代理人:作田明久
- 10) 監 理 技 術 者:作田 明久(監理技術者資格者証 00050748145 号)

主 任 技 術 者:飯島 史夫

- 11) 設 計 業 者:サンコーコンサルタント株式会社
- 12) 工 事 費:

積算金額 250,981,000 円

予定価格 276,079,100円 (消費税含む)

契約金額 252,491,800円 (消費税含む)

落 札 率 ≒91.456% (対予定価格)

- 13) 工 事 期 間 令和5年9月26日~令和6年3月22日
- 14) 工事 進 捗 状 況 計画 16.4% 実施 16.3% (令和5年12月末現在)
- 15) 公 告 日 令和5年7月06日
- 16) 入 札 日 令和5年7月26日
- 17) 契約年月日 令和5年9月26日
- 18) 財 務 内 訳 市単費 100 %
- 19) 工 事 監 督 員 工事監督員 統括監督員 原嶋 祐樹

担当監督員 大橋 雄高

3. 工事監査における所見

今回の技術調査は、秩父市監査委員の要請により実施するもので、午前より当該工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、監理及び検査等に関する書類調査並びに聞き取り調査を行い、午後に工事施工中の現場において現地調査を行ったので、その結果について以下に述べる。

(1) 計画

①工事の計画

当初設計においては盛土を盛りこぼし法面としていたが、設計完了後に観客席、照明ポール設置の計画が持ち上がり、将来のその施工スペース確保のためサッカーコートの位置をずらすこととした。当初設計のままだと盛土法面と管理用道路の一部が河川区域に入り込むことになるため修正設計により、L型擁壁による土留めの追加及び管理用道路の線形変更を行っている。工事の本契約前に設計が完了、工事開始直後の工事変更指示により工事は順調に進められている。

②関連工事相互間の調整

工事用道路を共有する等の工程調整を必要とする関連工事はないとの説明を受けた。

③工事施工の決裁手続

本工事は、土のグラウンドを人工芝に改良する工事として起工・執行伺がなされ、関連部署の稟議、市長までの決裁により仮契約された。1億5千万円を超える契約額であるため条例により議会の承認を受けた後に、保険会社との間に工事履行保証保険が締結されたことを確認したうえで本契約を締結しており、決裁手続きは適正に行われていることが確認できた。

(2) 設計

①法令等に適合し、事業目的に適合した設計

「屋外スポーツ施設の建設指針」によって計画、設計が実施され、法令等に適合している。 サッカーコートとして国際基準に準ずるサイズで設計されているが、事業目的としてはサッカーだけでなく野球、ソフトボールもできる多目的グラウンドであることから、施設面では市民が日常のプレイで必要としない施設は設置しない計画である。

②設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用

設計基準、設計資料等の整備、運用が適切に行われていることを聞き取りにより確認した。

③現地の状況の十分な調査による設計への反映

現地状況を調査し設計に反映しているが、設計後に観覧席の設置、照明設備の増設の要望が出て、修正設計を行ったことは結果として調査不足だったきらいもあるが、工事工程への影響はほとんど出ていない。

④仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書の的確性

設計図書は、現地と合わないところがいくつかあったものの、手戻りになるようなものは無く、おおむね的確に作成されている。

⑤工期設定の適切性

グラウンドの利用者数が減少傾向になり、雨天日数も少なくなる 10 月から 3 月に工事を行うことで工期が設定されている。工事は計画通りに進捗しており適切な工期設定と言える。

⑥省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境への配慮した設計

再資源化する特定建設資材廃棄物としてアスファルト及びコンクリートがあり、適切に 処理されている。その他の環境への配慮として、人工芝についてはクッション性を高める ために通常、ゴムチップが用いられているが、環境に配慮したウッドチップを使用してい ること、排水溝から人工芝片がマイクロプラスチックとして流出することを防止するため、 流末に不織布をフィルターとして取り付けたトラップを設置する設計としていることの説 明を受けた。

(7)維持管理が容易な設計

当初、防球ネットの外に転落防止ネットを設置予定であったが、防球・転落防止の両者を兼ねる構造として耐久性を高く、耐用年数の長期化を目指したとの説明を受けた。この

ことにより更新サイクルが長くなって維持管理が容易になるとのことである。

(3) 積算

①積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用

積算基準、積算資料等の整備は適切に行われ、市民スポーツ課から依頼された道づくり 課が積算を担当し、運用が適切に行われていることが確認できた。

②歩掛及び単価の適正

歩掛は埼玉県土木工事標準積算基準書に基づき、単価は埼玉県「土木工事の積算に用いる設計単価等の取扱いについて」に拠っており適正である。

③数量、金額の正確と積算根拠の明確性

数量は設計図により算出された各工種毎の数量計算書を担当職員が照査して使用しており、正確である。この数量と②の単価を用いて金額を算定しており適正である。積算根拠が明確に記載されていることが内容を照査して確認できた。

(4) 契約

①契約手続きの適正

地方自治法第234条により、一般競争入札で契約相手方を決定して仮契約し、市議会議 決を経た後に、発注者が保険による契約の保証を確認した日に本契約がなされており、 契 約が適正に行われたことが確認できた。

(5) 施工

①工事施工に関する諸官庁への事務手続きの適正

秩父労働基準監督署への届け出、建設工事に係る再資源化に関する法律第 11 条の規定により熊谷建築安全センターにコンクリート塊の廃棄を通知する等、諸官庁への事務手続きが適正に行われていることを書類にて確認した。

②工事施工計画

ブルドーザにより地山掘削、不陸整正を行い暗渠排水管を配置し、周囲に排水溝を設置する等、水はけを十分に配慮した施工計画になっており、暗渠管・横断側溝の基準高管理も報告事項として報告されている等、妥当な内容である。

③設計図書どおりの施工

L型擁壁の面が揃っている、グラウンドに目立った不陸がない等、目視で観察した範囲で設計図書どおりに施工されていることが確認できた。

④法令等を遵守した施工

施工計画書及び現地における調査において法令等を遵守した施工がされていることが 確認できた。

⑤各種承諾書、工事記録写真等の請負人提出書類整備

生コンの配合計画書や骨材、砕砂等の試験結果等の生コン使用承諾書の他、砕石、再生 路盤材の試験結果、U字溝、桝等の排水設備、L型擁壁、人工芝、サッカーゴール、防球 ネット等、使用する材料・製品の材料試験結果・性能証明が添付された使用承諾書がファ イリングされていることを確認した。

⑥契約前の着工

契約前の着工がないことを確認した。本契約後に変更が生じる工事の計画(人工芝レイアウト作成、L型擁壁・取付道路付け替え設計等)については、一部検討作業が行われたとの説明を受けた。

⑦各種検査、材料試験等

材料試験等については原則、監督員立会で行われているとの説明を受けた。

⑧諸材料の出納及び保管と記録の整備

材料の保管場所はグラウンド脇にヤードを設けて保管されていることが確認できた。出納は適切に行われ記録されていることを確認した。

⑨現場の安全管理

現場事務所をはじめ作業員等との作業確認や打合わせが行われる室内外スペースに安全管理に関わる掲示物等は見当たらなかった。現場では、広いヤードの中での1パーティーだけの作業ではあるが、土を敷きならすブルドーザー、転圧するロードローラーが隣接して作業を行っており、安全は何よりも優先されるべきものであることから、関係者全員の意識の高揚に努められたい。

⑩現場周辺住民等への工事災害防止対策等

立入り禁止の看板は設置されているが、作業ヤードへは立入り可能な状態となっており、転落の危険があるL型擁壁天端等、必要な場所に抑止効果のあるラバーコーンやバー、トラロープ等を設置することが望ましい。

⑪工程管理及び品質管理

工程管理は、受注者から提出される週間工程表、現場巡回等により把握調整されており 適切な管理が行われている。品質管理は、工事計画書に示されたとおり実施されているこ とが確認できた。

⑫工期変更、設計変更の理由・内容・時期

設計変更は、L型擁壁追加、管理用道路線形変更、防球ネット、人工芝レイアウト等、 多種の変更が計画されており、材料選定、数量、金額の概算見積がなされている。しかる べき時期に設計変更がなされることの説明を受けた。適正である。

③工事が遅延した場合の措置

工事は順調に進められている。残工事の主たるものは人工芝敷設であり、遅延が生 じた場合もパーティー数を増やすことで措置が可能との説明を受けた。

④関連工事との連絡調整

調整を必要とする関連工事は無いことを聞き取りにより確認した。

15現場発生材及び貸与品の保管、返納

仕様書により適切に保管が行われているとの説明を受けた。

(6) 検査

①監督及び検査を担当する職員の任命、検査時期

監督担当の職員は業務に精通しており適切である。

検査については今後の進捗を見て検査時期、検査担当職員の任命が行われるとの説明を 受けた。

(7) 委託業務

①設計及び工事監理等の業務委託契約の内容

設計業務は、当初設計が令和4年7月29日~令和5年3月15日までの工期で委託金額が7,684,600円でグラウンド全体の実施設計図作成、数量計算、フェンス設計(防球・落下防止を兼ねたフェンス)を実施、その後、修正設計が令和5年8月9日~令和5年10月31日までの工期で委託金額2,640,000円でL型擁壁による造成、管理用道路の付替え設計が実施された。工事監理については直営で実施されている。

- ②委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用 積算基準の整備及び運用が適切に行われていることを確認した。
- ③委託料の積算の適正、積算根拠の明確性 受託料の積算は積算基準に基づき適正に算出されている。積算根拠については明確に記載されていることを確認した。
- ④委託成果品の検査及び委託業務の履行確認 影森グラウンド改修工事の設計業務が該当し、委託業務の履行確認が完了していること を聞き取りにより確認した。

(8) 特記事項

今回の技術調査対象工事である影森グラウンド多目的グラウンド改修工事は、広い面積を有する施工ヤードでの工事であり、現場作業の担い手不足という課題を抱える今後の日本の土木事業で大きな助けとなりうる ICT やドローン技術を試行的に活用する試験施工が可能と思われるので次回以降の工事では一考願いたい。

4. 総合的所見

今回の技術調査は、午前から当該工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理に 関する書類及び聞き取り調査を行った。午後は、現場において施工状況の確認、聞き取り 調査及び掲示物調査を行った。

その結果、特に指摘する事項はなく、おおむね適正に工事施工等が進められていると判断される。工事が完了するまで無事故無災害を継続したままで工事を進められることを期待しています。

以上